

## ①太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの現状と課題

### 1 ガイドライン策定の背景

- 太陽光発電の急速な進展に伴い、様々な形態の太陽光発電が出現し、住民への説明不足に起因すると思われるトラブル事案が発生。
- こうした状況を鑑み、県では、発電事業者へ適正な手続きをとるよう任意の協力を求めることとし、その手段として令和2年4月「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、太陽光発電を抑制・阻止するのではなく、**発電事業者の任意の協力を得て、県内における事業計画をあらかじめ把握するとともに、地域と共生した施設となるよう誘導することを目的**とし、発電事業者に対して県や市町村への事業計画書の提出や、住民への事前説明などを求めるもの。

### 2 ガイドラインの課題

- ガイドラインにおいて発電事業者に提出を求めている**事業計画書の提出率は約6割**にとどまり**事業の把握が困難な状況**にある。
- 風力やバイオマスなど他の再エネ施設は、件数が少なく、県としても把握が可能な状況にあるほか、多くが他法令の規制を受けており、法令等を遵守し、取り組むこととされている。

■県内におけるFIT認定状況（50kW以上）

エネルギー	事業者数(者)	FIT認定件数(件)	割合
太陽光	534	736	94.4%
風力	11	16	2.1%
水力	5	5	0.6%
バイオマス	20	22	2.8%
地熱	1	1	0.1%
合計	571	780	-

提出率  
約6割

出典：資源エネルギー庁 事業計画認定情報公表用ウェブサイトから、宮城県再生可能エネルギー室で情報整理



**太陽光発電は、事業者数や設置件数が非常に多く、事業の把握が困難であるといった特殊性を有している**ことなどから、ガイドラインの条例化により、太陽光発電施設の適正な手続きの実効性を確保することが必要。

## 【参考】本県の太陽光発電施設の現状

平成24年7月から国の固定価格買取制度（FIT制度）が創設されたことに加えて、震災の経験から自立分散型電源の確保への意識が向上したことなどにより、宮城県の再生可能エネルギーは、太陽光発電を中心に導入が進展。令和2年度末の導入件数(50kW以上)は約670件となっている。

宮城県の太陽光発電の導入件数の推移 ※FIT認定を受けている施設のうち稼働済みの施設

	50kW～1,000kW	1,000kW～	合計
H24.7末 (FIT制度開始)	2件	0件	2件
R3.3末	372件	294件	666件

出典：資源エネルギー庁 固定価格買取制度情報公表用ウェブサイトから、宮城県再生可能エネルギー室で情報整理



出典：経済産業省資源エネルギー庁資料

## 【参考】ガイドラインの概要

### ■ 設置場所

宮城県内（※隣接県にまたがる場合も含む）

### ■ 対象施設

出力50kW以上の太陽光発電（屋上への設置は除く）

### ■ 発電事業者へ求める手続き

#### ① 県及び市町村への事前の情報提供を求める

＜発電事業者が行う手続き＞

【FIT認定申請前】 県及び市町村に「事業計画書」を提出

【FIT認定時】 県及び市町村に「認定通知書（写）」の提出

【事業廃止】 県及び市町村に「事業廃止届出書（写）」の提出 など

#### ② 住民との合意形成を図ることを求める

住民への事前説明 など

#### ③ 防災・景観・環境面からの配慮を求める

廃棄までを想定し定期的なメンテナンスを含めた長期計画 など

#### ④ 設置後の適切な維持管理を求める

事業区域の適切管理、廃棄計画の適正な実施 など



宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン（パンフレット）

## ②太陽光発電施設の設置規制の必要性と規制区域の概要

### 1 規制の必要性

○ 太陽光発電施設については、**計画段階から工事完了までの期間が他の再エネ施設に比べて短い**ため、地域住民が把握できないうちに設置されることも少なくなく、稼働後に問題が発生する場合が認められる。

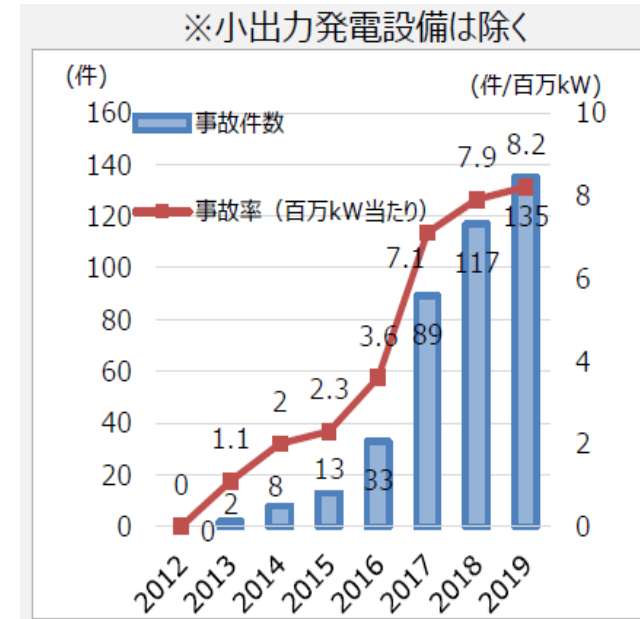
稼働までの期間(目安)	
太陽光	1～2年
風力	8年(※)
バイオマス	4年

※風力はアセス期間を含む

○ また、**土地の偏在性が少なく、他の再エネ施設に比べて簡易な基礎工事により設置が可能となる**ことから、土砂災害の恐れがある場所でも設置が可能である。さらに、**全国的にも事故件数は増加傾向**にある。

○ 急傾斜などの土砂災害の恐れがある区域は、防災上の観点から、設置に適さない場所であり、また、そのような場所への設置は地域住民に不安を抱かせることとなる。

太陽光発電施設の事故件数の推移(全国)



出典: 経産省産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書 (R3年12月)

**太陽光発電は、比較的に短期間で、地形を選ばず設置可能な特殊性を有している**ことなどから、災害リスクがある区域への設置に対する規制が必要。

## 2 条例で対象とする「土砂災害の恐れがある区域」の概要

### (1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 (砂防三法)

「砂防指定地」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」は、いわゆる「砂防三法」と呼ばれる法律において、**ハード事業の実施や一定の開発行為を制限し、土砂災害を未然に防いでいる区域。**

名称	概要
砂防指定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石流等による被害を防止するため、土地の形を変えるなどの行為が制限される区域</li> <li>土地の掘削、盛土、切土、立木の伐採等を行う場合は許可が必要</li> </ul>
地すべり防止区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべりによる被害を防止するため、地すべりを誘発する・助長する行為が制限される区域</li> <li>土地の形状変更、地下水を増加させる等の行為を行う場合には許可が必要</li> </ul>
急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、崖崩れを誘発する・助長する行為が制限される区域</li> <li>土地の形状変更、水の浸透を助長する等の行為を行う場合には許可が必要</li> </ul>

## (2) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）

「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害警戒区域の中にあり、**一定の開発行為等を規制**することにより、土砂災害が発生した場合に、住民に危害が生じることを防いでいる区域。

名称	概要
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)	・急傾斜地等が崩壊した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命・身体に著しい機会を生じる恐れがある区域 ・一定の開発行為、建築物の構造を規制 等
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	・急傾斜地等が崩壊した場合、住民の生命・身体に被害が生じる恐れがある区域 ・計画避難態勢を整備 等



太陽光発電の設置規制については、**土砂災害の発生防止及び法令との整合性を図るため、一定の開発行為に対する規制が設けられている区域を対象とする**こととし、「砂防指定地」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」の4区域を対象とする。

### 【参考】他の法令等による主な規制等

#### ◆環境影響評価制度(環境アセスメント) [環境影響評価法・条例]

一定規模以上の事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全について適正な配慮をするための制度。

#### ◆林地開発制度 [森林法]

1ha (10,000㎡) を超えて森林 (地域森林計画対象の民有林) を伐採し、開発を行う場合は、知事の許可を必要とする制度。

#### ◆市町村の独自条例 [県内6市町：栗原市、大崎市、富谷市、川崎町、丸森町、加美町(R4.1現在)]

市町村は、地域の実情に応じて、再エネ施設の設置を抑制する区域の設定や設置に当たって事前の協議を行うなどの独自の条例を制定することが可能。